

文教委員会資料③

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(9) 議案第29号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料 「(仮称)川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

こども未来局

(令和7年2月10日)

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年 3月24日 条例第15号 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 児童の福祉に関すること。 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 障害児の福祉に関すること。 (5) 児童福祉施設、<u>家庭的保育事業等</u>（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）<u>及び乳児等通園支援事業</u>に関すること。 (6) 里親に関すること。 (7) 児童虐待の防止等に関すること。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第1部会</td> <td>里親に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第2部会</td> <td> 1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）<u>、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業</u>に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。 </td> </tr> </table>	第1部会	里親に関すること。	第2部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。） <u>、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業</u> に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。	<p>○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年 3月24日 条例第15号 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 児童の福祉に関すること。 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 障害児の福祉に関すること。 (5) 児童福祉施設<u>及び</u>家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）に関すること。 (6) 里親に関すること。 (7) 児童虐待の防止等に関すること。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第1部会</td> <td>里親に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第2部会</td> <td> 1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）<u>及び</u>家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。 </td> </tr> </table>	第1部会	里親に関すること。	第2部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。） <u>及び</u> 家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。
第1部会	里親に関すること。								
第2部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。） <u>、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業</u> に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。								
第1部会	里親に関すること。								
第2部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。） <u>及び</u> 家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。								

改正後		改正前	
	<p>6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関する事 7 その他児童の福祉に関する事（第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。）。</p>		<p>6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関する事 7 その他児童の福祉に関する事（第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。）。</p>
第3部会	<p>1 法第27条第6項に規定する措置に関する事。 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関する事。</p>	第3部会	<p>1 法第27条第6項に規定する措置に関する事。 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関する事。</p>
第4部会	<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関する事。</p>	第4部会	<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関する事。</p>
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（準備行為）</u></p> <p><u>2 川崎市児童福祉審議会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、乳児等通園支援事業に係る認可について調査審議することができる。</u></p>			

「（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

1 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業とは、乳児又は幼児であって0歳6か月以上満3歳未満のもの（保育所等に入園しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

2 条例制定の経緯

- 本事業は、国の『こども未来戦略方針』（令和5年6月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、「こども誰でも通園制度」の名称で創設された。
- 本市においては、令和5年度の国の募集に応募の上、同事業の試行的事業を令和6年度に実施している。
- 試行的事業は国の定める実施要綱に基づき全国118自治体で実施されているが、令和7年度以降については、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき制度化される予定であり、各自治体での事業実施にあたっては、国の定める認可基準（内閣府令）に基づく条例制定が必要となる。

3 基準条例の概要

（1）制定する条例の名称

『（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例』

（2）条例制定における基本的な考え方

国の基準（内閣府令）の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであり、本市条例については、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、内閣府令同様の内容の規定とする。

（3）内閣府令の主な規定内容 ※下線は参酌すべき基準を含む

- ◆乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条）
- ◆安全計画の策定（第7条）
- ◆乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第9条）
- ◆衛生管理等（第14条）
- ◆食事（第15条）
- ◆乳児等通園支援事業の区分（第20条）
- ◆設備の基準（第21条）

（4）関連する条例改正等

関連条例	改正内容
川崎市保育園条例	実施施設や利用料（歳入）の定めを追加
川崎市保育・子育て総合支援センター条例	
川崎市児童福祉審議会条例	調査審議事項等に乳児等通園支援事業を追加

4 今後のスケジュール

	1月	2月	3月	4/1 条例 施行
パブコメ 手続		パブコメ実施	【中旬】 パブコメ結果公表	
市議会	【1/31】 文教委員会 (パブコメ実施報告)		【中旬】 議案審査 条例議案追加提出	